

## 金融ファクシミリ新聞電子版 Data サービス利用約款

Ver.1.2

本「サービス利用約款」は、お客様（以下「甲」という）と株式会社金融ファクシミリ新聞社（以下「乙」という）との間における乙が提供するサービス「金融ファクシミリ新聞電子版 Data（以下、「金ファク Data」という）」の利用約款とする。

1. 甲は、乙が提供する金ファク Data が著作権法により、その著作権が保護されている著作物であることを了承するものとする。
2. 甲は、著作権法第 21 条により乙の提供する金ファク Data の複製を含む著作権は乙が占有していることを了承する。よって甲が本契約約款の各条項に違反した場合は、民事上・刑事上の責任を、甲は、乙に問われることを了承するものとする。
3. 乙は、甲による本契約約款に対する違反が判明した場合、一つの違反につき金ファク Data 正規料金の 60 箇月分を損害賠償金として請求・回収するものとする。正規料金とは、金ファク Data に適用される租税も含み、違反が判明した時点の各別表に定める価格に基づき算出するものとする。
4. 甲は、乙が提供する金ファク Data に関し、閲覧できうる機器等をはじめとする利用環境を甲の責任にて準備するものとし、甲は乙が推奨する利用環境を無条件で受け入れるものとする。
5. 乙は、金ファク Data の運営にあたり、最適なるシステム構築を行うものとし、甲は、不定期でのシステム更新を受け入れるものとする。何らかの障害により金ファク Data に利用・閲覧障害が生じた場合、乙はすみやかに復旧に取り組むものとし、乙は、金ファク Data プラスの利用・閲覧障害に対して一切の責任を問われないものとする。
6. 乙は、乙の基準によるセキュリティー対策を施した上で、甲に対しサービス提供を行うが、甲側のソフトウェアや通信機器等に何らかの被害が発生した場合、乙は甲にその被害に対して一切の責任を問われないものとする。
7. 乙は、金ファク Data における紙面・記事・データの提供に最善を尽くす。但し、甲または第三者が金ファク Data を使用して生ずる結果に対して、乙は、乙の故意又は重過失に起因する場合を除き、一切の責任を問われないものとする。乙の故意又は重過失に起因する場合は、この限りではない。
8. 乙が発行する「金融ファクシミリ新聞電子版 Data ID(以下、「金ファク Data ID」)」は「金融ファクシミリ新聞電子版 Data サービス利用契約（以下、本利用契約書）」に記載の購読先内での利用に限定し、いかなる手段を用いても利用契約書に記載の購読先外で金ファク Data ID の利用は契約違反であり、3 項記載の損害賠償金が請求されることを確認する。
9. 金ファク Data ID1 個は購読部署の 1 人のみが使用可能である。1 個の ID を 2 名以上の者での共用もしくは交換することは契約違反であり、3 項記載の損害賠償金が請求されることを確認する。
10. 甲は、甲が本「サービス利用約款」を遵守していることを随時乙の要求に応じて、乙に合理的に納得するように説明・証明することを了承する。
11. 金ファク Data ID でダウンロードした CSV ファイルは、購読部署内に限り全部又は一部を加工し、再利用することができる。但し、電子媒体・紙媒体を問わず、出典元を「出典：金融ファクシミリ新聞社」と明記を必要とする。
12. 記事や紙面の PDF 形式のファイルは、購読部署および購読部署の顧客に限り共有および二次利用が可能とする。但し、出典元の削除および加工はできないものとする。複写の場合も同様とし、出典元の明記を必要とする。
13. 乙は、甲の金ファク Data 利用履歴及び登録情報等を個人が識別、特定できないように加工、集計、及び分析した統計データ、属性情報等を作成し、当該利用履歴又は統計データ属性情報等を何らの制限なく利用することができるものとし、甲はこれをあらかじめ承諾する。
14. 乙は、甲の金ファク Data 利用履歴及び登録情報やアクセス可能な承認端末の数等、甲の情報使用を物理的または電子的方法により、いつでも監査および監視する権利を有する。
15. 甲は、乙が監査を目的として甲の敷地内に入り、端末等をアクセス・操作し、かつ甲の職員に接触することを許可する。
16. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、ただちに契約の解除を実行できることとする。又、甲及び乙は何ら条件を付加することなく、この申し出を受け入れることとする。

(裏面に続く)

17. 甲の都合による契約期間中の解約に関して、甲は乙に対し、残月の利用料金をはじめ所有するすべての権利を放棄するものとし、利用契約書に記載の組織内外問わず、すべての権利を譲渡することはできないものとする。

18. 本利用契約は自動更新される。甲がライセンスの変更を含む自動更新の解除を申し出る場合は、更新日2箇月前までとする。更新日2箇月前までに申し出がない場合は、自動更新を解除できないものとする。

19. 本契約の成立、効力、解釈及び履行については日本国の法律に準拠するものとする。また、本契約について、甲と乙との間に裁判上の争いが生じた場合は、法定管轄による裁判所のほか、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることができる。

以上

発行所：株式会社 金融ファクシミリ新聞社 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 9-9